

【参考】仕様書 6(4)ウ関係

○ふるさと三次寄附条例に係る特産品等進呈要綱

平成20年7月4日告示第88号

改正

令和2年5月1日告示第116号

ふるさと三次寄附条例に係る特産品等進呈要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、ふるさと三次寄附条例（平成20年三次市条例第21号。以下「条例」という。）の規定に基づき、本市に寄附をした者に対し、市の特産品等を進呈することについて、必要な事項を定める。

(特産品等の進呈)

第2条 市外に住所を有する者から8千円以上の寄附を受けた場合は、寄附金の額に応じ、返礼品として特産品等を進呈するものとする。ただし、当該寄附者が特産品等の進呈を希望しない場合は、この限りでない。

(特産品等の内容)

第3条 特産品等として取り扱うことができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内で生産された農産物等
- (2) 市内で製造、加工された製品又は前号を使用している加工品
- (3) 市内で提供されるサービス
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年6月26日から施行する。

附 則（令和2年5月1日告示第116号）

この告示は、令和2年5月1日から施行する。